

## 武蔵野市立武蔵野公会堂の改修等に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立武蔵野公会堂（以下「公会堂」という。）の改修等に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、基本計画の検討に資する意見を聴取し、助言を求めため、武蔵野市立武蔵野公会堂の改修等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、市長に助言する。

- (1) 武蔵野市文化施設整備計画において武蔵野市（以下「市」という。）が示した公会堂の改善案に関すること。
- (2) 公会堂の改修等の基本方針及び施設が備えるべき機能に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公会堂の改修等を検討するために市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 有識者会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 文化政策に関する専門家
- (2) 都市計画に関する専門家
- (3) 建築に関する専門家
- (4) 芸術文化活動の関係者
- (5) まちづくり活動の関係者
- (6) 市の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(座長)

第4条 有識者会議に座長及び副座長各1人を置く。

2 座長は委員の互選により選出し、副座長は委員の中から座長が指名する。

3 座長は有識者会議を統括し、有識者会議の進行にあたる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見聴取)

第5条 有識者会議は、必要に応じて委員以外の者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 有識者会議の設置期間は、その設置の日から令和5年3月31日までとする。

(謝礼)

第7条 委員(第3条第6号に掲げる委員を除く。)には、有識者会議の会議1回の出席につき12,000円の謝礼を支払う。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年5月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。